

<2021年度9月の主な変更点>

変更項目	変更前 (2021年度4月版)		変更後 (2021年度9月版)	
	対象 頁		対象 頁	
XⅡ. 研究開発資産・知的財産権について 1. 資産管理の概要	P.182	(3)資産管理システム	P.182	(3) <u>プロジェクトマネジメントシステム</u>
2. 資産登録の方法 (2) 資産登録手続きの流れ	P.183	よくある例として、取得価額における桁の誤り、消費税の漏れ、設置場所の誤りがありますので、登録時は十分確認頂くようお願いいたします。 なお、登録にあたっては「3. 資産登録情報のチェック」記載のチェックリスト(P.189)による確認をお願いします。	P.183	よくある例として、取得価額における桁の誤り、消費税の <u>加算</u> 漏れ、設置場所の誤りがありますので、登録時は十分確認頂くようお願いいたします。 なお、登録にあたっては「3. 資産登録情報のチェック」記載のチェックリスト(P.189)による確認を行い、 <u>資産登録書をプロジェクトマネジメントシステムからの届出時に、確認結果を記載した「研究開発資産登録情報等チェックリスト」をプロジェクト担当者宛に別途メールでの送付をお願いいたします。</u>
2. 資産登録の方法 (2) 資産登録手続きの流れ	P.183	<プロジェクトマネジメントシステム利用の流れ> 説明図	P.183	<変更>

変更項目	変更前 (2021年度4月版)		変更後 (2021年度9月版)	
	対象 頁		対象 頁	
2. 資産登録の方法 (4) 取得価額	P.184	<p>取得価額は、委託先が委託事業の用に供するために使用開始するまでに要した費用の合計額(委託先の仕入消費税額を含む)になります。</p> <p>従って、購入する場合は、国内調達、海外調達を問わず、資産の取得に係る個々の費用が課税取引か不課税取引かによって、取得価額を算定してください。</p> <p>自社製造の場合は、材料等の調達に係る経費については、同様に課税取引か否かによって判断してください。製造に係る自社労務費、自社経費については、消費税は発生しませんので、原価計上となります。以上を集計して取得価額としてください。</p>	P.184	<p>取得価額については、NEDOが委託先から資産の所有権の移転を受けるに際して委託先に支払う金額(委託費、消費税を含む)が取得価額となります。</p> <p><u>このため、取得価額には原則として一律消費税を加算して登録することになります(※1)。</u></p> <p><u>※1 委託先が消費税免税事業者である場合、委託先が当該資産を取得する際に消費税を負担していない場合には取得価額に消費税を含める必要はありません。</u></p> <p>従って、プロジェクトマネジメントシステムで資産登録を行う際に、購入の場合は、国内調達、海外調達を問わず、資産の取得に係る個々の費用の消費税抜額(海外調達品の場合は輸入消費税を除いた額)を合算した金額に(1+消費税※2)を乗じた金額を取得価額として入力してください。</p> <p>自社製造の場合は、材料等の調達に係る経費(消費税抜額)、製造に係る自社労務費及び自社経費(不課税費用)を合算した金額に(1+消費税※2)を乗じた金額を取得価額として入力してください。</p> <p>なお、資産登録を行うプロジェクトマネジメントシステムについては、取得価額に一律消費税を加算して登録されるよう(委託先が消費税免税事業者である場合を除く)、現在システム改修の準備中です。システム改修までの間、同システムの資産登録画面の「取得価額」には従来どおり「税込額」を入力していただくこととなりますが、システム改修後は、「取得価額」欄に「税抜額」を入力いただければ、消費税額を自動計算で加算して取得価額(税込)が登録されることとなります。</p> <p><u>※2原則、契約締結日に関わらず、委託業務完了日時点の消費税率を適用します。</u></p> <p><u>ただし、複数年度契約の中間年度の場合は、各年度の3月31日時点の消費税率を当該年度における消費税率として適用します。</u></p>
2. 資産登録の方法 (4) 取得価額	P.184	<購入の場合><製造の場合> 説明図	P.184	<変更>
2. 資産登録の方法 (6) 耐用年数	P.185	<別表第6(抜粋)>	P.185	<p><別表第6(抜粋)></p> <p><u>*建物本体については研究開発用途として建物自体に特殊仕様が施されている場合等については別表第6の適用が可能ですが、それ以外については別表第1が適用されます。ご不明な点がある場合は、プロジェクト担当者までご相談をお願いいたします。</u></p>

変更項目	変更前		変更後	
	対象 頁	(2021年度4月版)	対象 頁	(2021年度9月版)
3. 資産登録情報の チェック (1) 登録時チェック	P.188	資産登録を適切に行っていただくために、資産登録時に「研究開発資産 登録情報等チェックリスト」書式XII-1 (P.189)を用いて、登録情報のチェックをお願いします。 なお、チェックリストは資産登録のポイントを整理しております。	P.188	資産登録を適切に行っていただくために、資産登録時に「研究開発資産 登録情報等チェックリスト」書式XII-1 (P.189)を用いて、登録情報のチェックをお願いします。 なお、チェックリストは <u>資産登録書を届出の際に、プロジェクト担当者宛に別途メールで提出いただき、NEDO側でも資産登録内容が正しいことを確認させていただきますので、資産登録の都度確実にチェックをしていただくようお願いいたします。</u> (必要に応じて、納品書等の価格内訳が分かる詳細情報の提出をお願いする場合があります。)
3. 資産登録情報の チェック (2) 検査前再チェック	P.188	検査受検前に、委託先資産管理支援システムにより資産管理簿を出力し、登録内容、帳票類および資産現物を突き合わせ、チェックリストを利用して再チェックを行ってください。	P.188	検査受検前に、 <u>プロジェクトマネジメントシステムの資産一覧画面から資産管理簿を出力し、登録内容、帳票類および資産現物を突き合わせ、チェックリストを利用して再チェックを行ってください。</u>
	P.189	研究開発資産 登録情報等チェックリスト	P.189	<変更>
5. 資産譲渡等の 方法 (3) 資産譲渡等の 手続き ①有償譲渡	P.191	2013年度(2013年4月)以降の新規契約では、委託事業終了次第、「取得財産譲渡通知書(兼)請求書」(譲渡条件なし)をNEDOから委託先に発行し、支払いのみの手続きとなります。	P.191	2013年度(2013年4月)以降の新規契約では、委託事業終了次第、「 <u>請求書</u> 」をNEDOから委託先に発行し、支払いのみの手続きとなります。
5. 資産譲渡等の 方法 (4) 有償譲渡価格	P.192	【税込価格の計算式】 税抜価格(*) = 償却後税込価格 ÷ (1 + 取得時消費税率(※)) ※ → 円未満切上 譲渡価額 = 税抜価格 × (1 + 引き渡し時消費税率) ※ → 小数点以下切り捨て * 取得価額に非課税部分(自社製作品の労務費など)が含まれる場合には、非課税部分に本計算式は適用しません。	P.192	【有償譲渡価格の計算式】 税抜価格 = 譲渡価格(税込価格) ÷ (1 + 取得時消費税率(※)) → 円未満切上 有償譲渡価額 = 税抜価格 × (1 + 引き渡し時消費税率) → 小数点以下切り捨て ※「取得時消費税率」は、取得価額に加算される消費税率となります。(P184) * 有償譲渡を予定する資産については、 <u>有償譲渡価格の算定を適切なものとするために、当面、当該資産の「月別項目別明細表」等をご提出いただき、資産取得価額の内訳を確認させていただきます。</u> 特に、輸入品や自社製作品等を含む場合には、 <u>消費税が正しく取得価額に加算されているか確認させていただきます。</u> (「取得価額」については、P184をご覧ください)